

町報

KADOGAWA

かどがわ

11

平成14年11月号 第488号

今月の主な内容

- 第16回町民体育大会盛会に終わる…………… 2
- 財政事情の公表…………… 6～13
- 決算審査の公表……………14
- 支援費制度がはじまります…………… 18～21
- 高齢者インフルエンザ予防接種…………… 22
- お知らせ連絡帳…………… 26～28



**平成14年10月13日(日) 快晴の中
第16回 町民体育大会が
開催されました。**

日本一住みよい門川町

11月は

「全国青少年健全育成強調月間」です。



青少年の健やかな成長を願って…

21世紀の国づくりの担い手となる青少年が、日本人としての誇りと自覚を身につけ、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長することは、国民すべての願いであります。そのためには、家庭、地域住民、学校、職場・企業、関係機関・団体が一体となり、国民的な広がりを持った青少年育成国民運動を展開する必要があります。

青少年の育成は、大人一人ひとりの責任です

家庭における青少年の育成

乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族とのふれあいを通じて、生活習慣、思いやりのある心、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーやルールなど、親が手本となり基礎的なことを学ぶ家庭教育は重要な役割を持っています。

最近、この基礎的なことが十分に教育されていないのではないかと、また、子どもに対して過保護・甘やかし、過干渉、無責任な放任をする親が増えているのではないかとされています。自分の家庭はどうなのか。家庭のあり方を見つめなおしてみてください。

そして、次のことを再認識してください。

- ・親は子どもの基本的な人格形成や保護育成について責任があること
- ・夫婦が対等なパートナーとして子どもの育成に責任があること
- ・親は基本的な生活習慣や倫理観、社会規範を身をもって伝えていく責任があること



地域社会における青少年の育成

地域社会は、地域の大人たちが子どもたちの成長を温かく見守り、励まし、時には厳しく注意したりするなど、子どもたちを育む場となる必要があります。

しかしながら、現代の子どもは、携帯電話やインターネット等の普及により、人と人との直接的なふれ合いが少なくなっています。まずは、大人の方から積極的にあいさつをするよう心がけ、顔見知りになり、徐々に会話をしてコミュニケーションを増やしていくことで、地域における様々な人々との交流を深めることが期待できます。

特に、子どもたちが地域活動の中で、大人や異年齢の友人と交流し、様々な生活・社会・自然体験を豊富に積み重ねることは、社会の基本的ルールや仲間意識、社会の一員としての役割や責任感の自覚、思いやりの心や協調性などの社会性が育まれるとともに、自主的に行動できるようになる点で大きな意義を持っています。ですから、自然とのふれあいや体験活動、ボランティア、スポーツ活動等、多種多様で子どもたちが積極的に参加できる地域活動を「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、地域住民が一体となって取り組むことが重要です。

お問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎63-1140(内線266)



第16回 町民体育大会 盛会に終わる。

10月13日、町民体育大会が海浜総合公園にて開催されました。当日は天候にめぐまれ、オジャミ入れ、ムカデ競争等の競技が多数の参加者により和気あいあいのうちに終わりました。大会の開催につきましては、分団長、区長会、子ども会、PTA、老人クラブ連合会、かどがわ大学修了生会、競技役員等町民のみならず、協力賜りました。心よりお礼申し上げます。

また、今回は、五十鈴、門川、草川小学校6年生と門川町婦人団体連絡協議会合同により「南中ソーラン節」の踊り、門川中学校吹奏楽部によるドリル演奏と大会に花をそえていただきました。ありがとうございました。

なお、優勝は庵川分団、応援賞は五十鈴分団でした。



門川町農業振興地域整備計画全体見直し集落座談会のお知らせ

門川町では、定期的（概ね5年毎）に行う農業振興地域整備計画の全体的な見直しを今年度より行っています。

農業振興地域整備計画は、計画的な土地利用による農用地の確保、保全及び農業の振興を目的としています。この計画のうち農用地利用計画は、今後長期にわたり農用地等として利用する農用地区域を定めるものであり、計画の性格上、農用地区域からの除外等申請受付を計画見直し期間及び見直し後1年間（平成15年4月～平成17年3月頃まで）一時停止する予定です。

つきましては、向こう2年間に止むを得ない事情で農用地区域から除外、転用等の必要のある方を対象に、次の日程で集落座談会を開催します。

なお、農用地区域からの除外については、具体的かつ明確な計画があり、①農用地区域以外に代替する土地がないこと、②農用地の集団化や作業効率に支障がないこと、③農用地区域内の土地改良施設に支障がないこと、④基盤整備事業完了後8年を経過していること、の4要件を全て満たさなければ、できないものとなっております。

地区名	日時		場所
松瀬・上井野	11/11(月)	10:00~11:30	西門川活性化センター
三ヶ瀬		13:30~14:30	三ヶ瀬公民館
大内原・小松・大丸	11/12(火)	10:00~11:00	小松公民館
小園・城屋敷		13:30~14:30	城屋敷集落センター
五十鈴・南町・上町・本町		15:00~16:00	五十鈴集落センター
中山・竹名・栄町	11/13(水)	10:00~11:30	中山公民館
中村		13:30~14:30	中村公民館
加草		15:00~16:00	加草2区公民館
庵川東・庵川西	11/14(木)	10:00~11:30	庵川東公民館
牧山・谷の山		13:30~14:30	牧山公民館
町内全域		15:00~16:30	門川町役場別館会議室

お問い合わせ 農林課農政係 ☎63-1140(内線287)

県民総ぐるみ運動 クリーンアップ宮崎の

お知らせ

郷土の恵み豊かな環境を守り、住みよい宮崎づくりをめざして、県下一斉の環境美化活動が展開されます。

門川町においては、次のとおり清掃活動を実施いたしますので、趣旨をご理解いただきまして、町民のみなさまの多数のご参加をお願いします。

日時

平成14年11月10日(第2日曜日) 集合午前8時00分

午前8時30分～午前10時30分

※小雨決行(雨天の場合は、11月17日に延期いたします)

実施場所

1、海浜総合公園の外回り

(一般ボランティア団体)

2、中山川流域の河川清掃

(中山・平城西・西栄町・栄ヶ丘・宮ヶ原・竹名地区)

集合場所

1、総合公園の管理事務所前

2、中山川流域については、各地区毎に定めます。



選挙管理委員会の委員が

変わりました。

平成14年10月18日、前委員の退職に伴い後任の委員が決まりました。任期は、平成15年12月14日までです。よろしくお願いたします。



後藤 政美
後向・73才(委員長)



松田 富男
松瀬・54才



米良 育夫
東栄町・68才(職務代理者)



櫻川 輝男
中村・68才

第68回財政事情の公表

平成13年度決算状況

平成13年度の我が国の経済見通しは、バブル崩壊後、国税も地方税も大幅な落ち込みが続いており、平成13年度の当初も政府は景気対策として、国税、地方税の減税、更には公共投資の増額を行って参りましたが、その景気対策も財源はほとんど総てが国債や地方債の増発、あるいは、交付税特別会計の借入れなどの借入金によって賄われて参りました。

その結果、いわゆる公的債務が累積し、平成13年度末には、公的長期債務の残高が666兆円になる見込みであり、極めて厳しい財政運営を今後更に強いられるものと考えられました。

従って、平成13年度の地方財政計画は、大幅な財源不足に対応するため、歳出についても徹底した行政経費の抑制を図りつつ、行政需要に適切に対応して施策を重点化するともに、歳入については、国と地方の責任分担関係の明確化等を図るため、交付税特別会計借入れにより地方交付税総額を確保する方式を見直し、特例地方債の発行により財源補填措置を講じること等を基本として策定されたところでありました。

また、一方で「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわ

ゆる地方分権一括法が施行され、地方分権がいよいよ現実の歩みを始めた中で、地方財政の役割は益々重要になってきております。

本町におきましては、このような状況の中、歳入については、町税や地方交付税をはじめ国庫支出金や県支出金等の特定財源の積極的確保に努める一方、歳出については、物件費等の一般行政経費の徹底した節減合理化に意を払うとともに、長期的展望に立った町財政の健全化にも十分配慮し、長期債の繰上償還を実施するなど、限られた財源の有効利用を図りつつ、福祉ゾーン遊歩道整備等の福祉施設の整備充実、環境対策事業の推進、町民の健康づくり事業の推進及びふれあい多目的広場の整備、農林水産業の振興と基盤整備、商工業の振興、都市計画事業の推進、道路の新設改良、都市下水路の整備、町立図書館建設等の教育施設の整備充実等、効率的な財政運営に努めて参りました。

ここに、平成13年度の各会計の決算概要をご説明申し上げ第68回財政事情の公表といたします。

平成14年11月1日
門川町長 米良成志

一般会計の決算

平成13年度の一般会計決算について、その概要を説明いたします。

一般会計の
予算規模は、

当 初 予 算	56億2,500万0千円
国庫補助の決定等に伴う補正	17億 817万8千円
最 終 予 算	73億3,317万8千円

となり、平成12年度に比べて4.1%の増額予算となっています。

さらに、平成12年度からの明許繰越事業費2,985万円を加えますと73億6,302万8千円となり、平成12年度に比べて、4.5%の増額予算となります。

この予算に対しての
決算額は、

歳 入	72億9,963万4千円
歳 出	70億6,244万6千円
歳 入 歳 出 差 引 額	2億3,718万8千円

となります。

なお、平成13年度決算においては、平成14年度へ明許繰越事業費3,295万2千円があり、歳入歳出差引額から明許繰越額を差し引いた額が実質収支額であります。その結果、2億423万6千円の黒字決算となりました。

また、単年度収支(平成13年度実質収支から平成12年度実質収支を差し引いた額)を見ると、149万円の増額であります。この間、歳入面では、県支出金等の補助金増をはじめ、積極的に財源の確保に努める一方、歳出面では、繰上償還(1億8,199万5千円)を実施したため公債費が大きく伸びていますが、集中管理による旅費、食糧費等、一般行政経常経費を節約するなど効率的な予算の執行に努めました。

この結果、実質収支が黒字となり収支の均衡を図ることができました。しかしながら、一般財源である町税が、今日における社会経済の状況から大きな伸びが見込めず、更には、地方交付税の見直しが実施される等、地方財政を取り巻く環境は、益々、厳しくなると思われまます。

このような状況の中、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費は年々増加の傾向にあることから、今後とも「新門川町行政改革大綱」に盛り込んだ実施計画に基づき、行財政改革を強力に推進し、財政の健全化に努めていく必要があります。

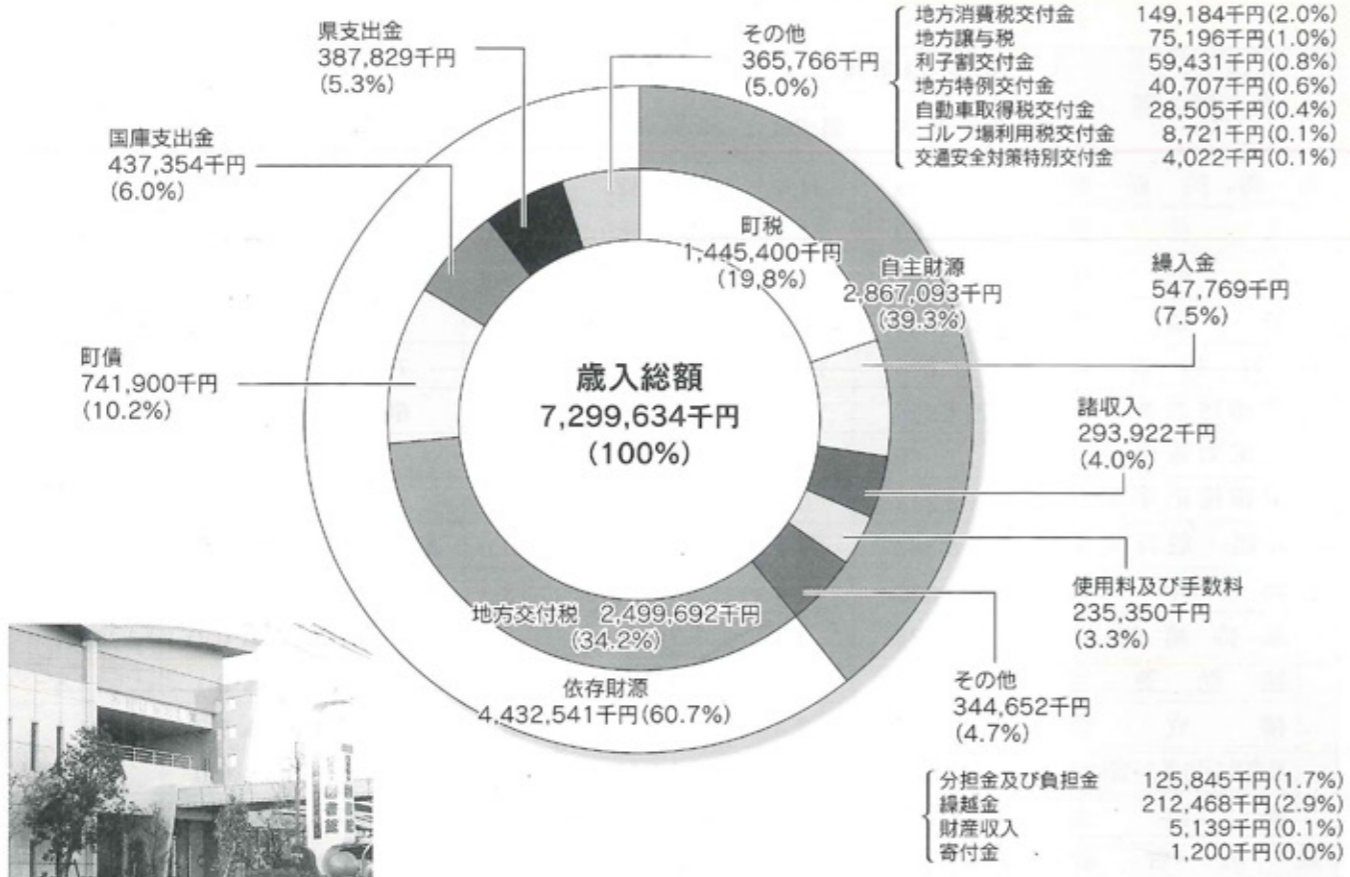
一般会計特別会計

区 分 会計名	予算現額	歳 入				
		調 定 額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	
一 般 会 計	7,363,028,000	7,355,172,177	7,299,634,988	5,596,497	49,940,692	
特 別 会 計	国民健康保険事業	1,836,681,000	1,953,324,696	1,880,100,509	8,697,178	64,527,009
	老人保健	1,823,171,000	1,868,745,172	1,868,745,172	0	0
	介護保険事業	944,165,000	928,348,977	928,190,977	0	158,000
	草川土地区画整理	81,556,000	81,681,699	81,681,699	0	0
	企業誘致	4,000	28,266	28,266	0	0
	簡易水道事業	10,597,000	11,626,830	11,626,830	0	0
合 計	12,059,202,000	12,198,927,817	12,070,008,441	14,293,675	114,625,701	

歳入歳出決算総括表

歳 出			歳入歳出 差引残高	執行率	
支出済額	翌年度繰越額	不 用 額		歳入	歳出
7,062,446,791	136,864,000	163,717,209	237,188,197	99.1	95.9
1,626,913,498	0	209,767,502	253,187,011	102.4	88.6
1,762,560,036	0	60,610,964	106,185,136	102.5	96.7
912,540,095	0	31,624,905	15,650,882	98.3	96.7
17,057,347	0	64,498,653	64,624,352	100.2	20.9
0	0	4,000	28,266	706.7	0.0
7,705,983	0	2,891,017	3,920,847	109.7	72.7
11,389,223,750	136,864,000	533,114,250	680,784,691	100.1	94.4

財源の構成



門川町立図書館

一般会計歳出目的別決算額の前年度対比

(単位:千円・%)

款別	平成13年度		平成12年度		比較		
	決算額A	構成比	決算額B	構成比	増減額C(A-B)	構成比の増減	伸び率C/B×100
議会費	95,946	1.3	97,527	1.4	▲1,581	▲0.1	▲1.6
総務費	1,230,222	17.4	1,993,467	29.0	▲763,245	▲11.6	▲38.3
民生費	1,685,035	23.9	1,370,279	20.0	314,756	3.9	23.0
衛生費	558,400	7.9	487,234	7.1	71,166	0.8	14.6
労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
農林水産業費	590,362	8.4	579,052	8.4	11,310	0.0	2.0
商工費	68,300	1.0	69,970	1.0	▲1,670	0.0	▲2.4
土木費	418,405	5.9	597,787	8.7	▲179,382	▲2.8	▲30.0
消防費	220,006	3.1	221,457	3.2	▲1,451	▲0.1	▲0.7
教育費	1,191,720	16.9	706,648	10.3	485,072	6.6	68.6
災害復旧費	52,242	0.7	9,140	0.1	43,102	0.6	471.6
公債費	951,808	13.5	744,434	10.8	207,374	2.7	27.9
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
歳出合計	7,062,446	100.0	6,876,995	100.0	185,451	0.0	2.7

決算収支状況

(単位:千円・%)

区分	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
歳入総額(A)		7,225,870	7,089,417	7,299,634
歳出総額(B)		6,998,320	6,876,995	7,062,446
歳入歳出差引額(A)-(B)(C)		227,550	212,422	237,188
翌年度繰越すべき財源(D)		0	9,676	32,952
実質収支(C)-(D)(E)		227,550	202,746	204,236
決算収支状況(当該年度(E)-前年(E))(F)		▲7,864	▲24,804	1,490
基準財政需要額(G)		3,530,274	3,951,506	3,479,311
基準財政収入額(H)		1,298,827	1,296,768	1,293,944
標準財政規模(I)		3,935,646	3,998,264	3,883,991
財政力指数(H)÷(G)		0.366	0.366	0.367
()単年度比率		(0.368)	(0.361)	(0.372)
実質収支比率(E)÷(I)(%)		5.8	5.1	5.3
公債費比率(%)		15.4	14.7	15.0
経常収支比率(%)		82.8	83.5	82.8

一般会計歳入決算額の前年度対比

(単位:千円・%)

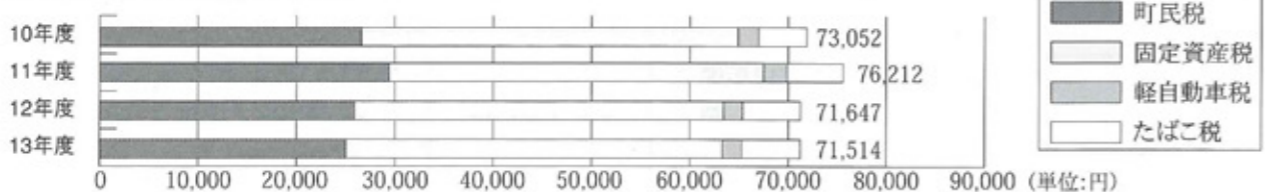
款別	平成13年度		平成12年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
町税	1,445,400	19.8	1,453,666	20.5	▲8,266	▲0.6
地方譲与税	75,196	1.0	74,923	1.1	273	0.4
利子割交付金	59,431	0.8	44,751	0.6	14,680	32.8
地方消費税交付金	149,184	2.0	158,616	2.2	▲9,432	▲5.9
ゴルフ場利用税交付金	8,721	0.1	9,451	0.1	▲730	▲7.7
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金	28,505	0.4	27,598	0.4	907	3.3
地方特例交付金	40,707	0.6	42,738	0.6	▲2,031	▲4.8
地方交付税	2,499,692	34.2	2,635,368	37.2	▲135,676	▲5.1
交通安全対策特別交付金	4,022	0.1	3,048	0.0	974	32.0
分担金及び負担金	125,845	1.7	104,963	1.5	20,882	19.9
使用料及び手数料	235,350	3.3	189,365	2.7	45,985	24.3
国庫支出金	437,354	6.0	428,192	6.0	9,162	2.1
県支出金	387,829	5.3	303,807	4.3	84,022	27.7
財産収入	5,139	0.1	27,753	0.4	▲22,614	▲81.5
寄付金	1,200	0.0	1,160	0.0	40	3.4
繰入金	547,769	7.5	741,699	10.5	▲193,930	▲26.1
繰越金	212,468	2.9	227,551	3.2	▲15,083	▲6.6
諸収入	293,922	4.0	250,068	3.5	43,854	17.5
町債	741,900	10.2	364,700	5.1	377,200	103.4
歳入合計	7,299,634	100.0	7,089,417	100.0	210,217	3.0

平成13年度町税負担調

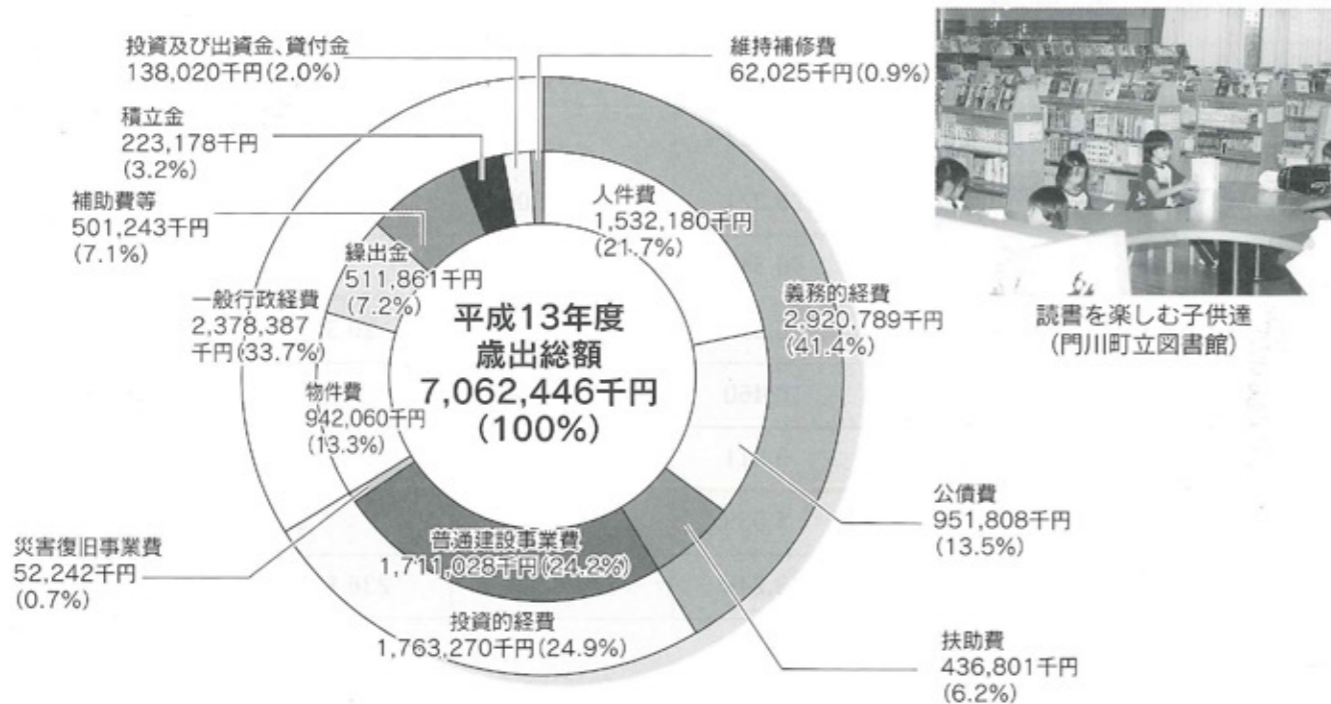
人口 19,612人 世帯 7,162世帯 (平成14年3月31日住民基本台帳)

税目	区分	年度	一人当たり (単位:円)		世帯当たり (単位:円)			
			平成13年度	前年比	平成13年度	前年比		
1. 町民税	10	27,194	25,422	▲ 4.09%	76,758	69,615		
	11	29,782					83,074	前年比:▲ 5.12%
	12	26,505					73,369	
※個人分	10	20,483	20,680	▲ 2.09%	57,814	56,629		
	11	21,431					59,780	前年比:▲ 3.14%
	12	21,121					58,467	
2. 固定資産税	10	38,159	37,607	△ 1.69%	108,272	102,980		
	11	38,435					107,209	前年比:△ 0.60%
	12	36,981					102,369	
※純固定資産税	10	38,159	37,345	△ 1.56%	107,708	102,262		
	11	38,234					106,649	前年比:△ 0.46%
	12	36,773					101,792	
3. 軽自動車税	10	1,531	1,776	△ 5.90%	4,322	4,864		
	11	1,576					4,396	前年比:△ 4.80%
	12	1,677					4,641	
4. たばこ税	10	5,967	6,709	△ 3.47%	16,842	18,372		
	11	6,419					17,904	前年比:△ 2.36%
	12	6,484					17,948	
5. 特別土地保有税	10	388	296	▲ 6.62%	1,096	810		
	11	379					1,057	前年比:▲ 7.85%
	12	317					879	
6. 入湯税	10	-	1,889	△ 0.75%	-	5,173		
	11	1,822					5,083	前年比:▲ 0.35%
	12	1,875					5,191	

※町民一人あたり町税負担額



性質別決算額の状況



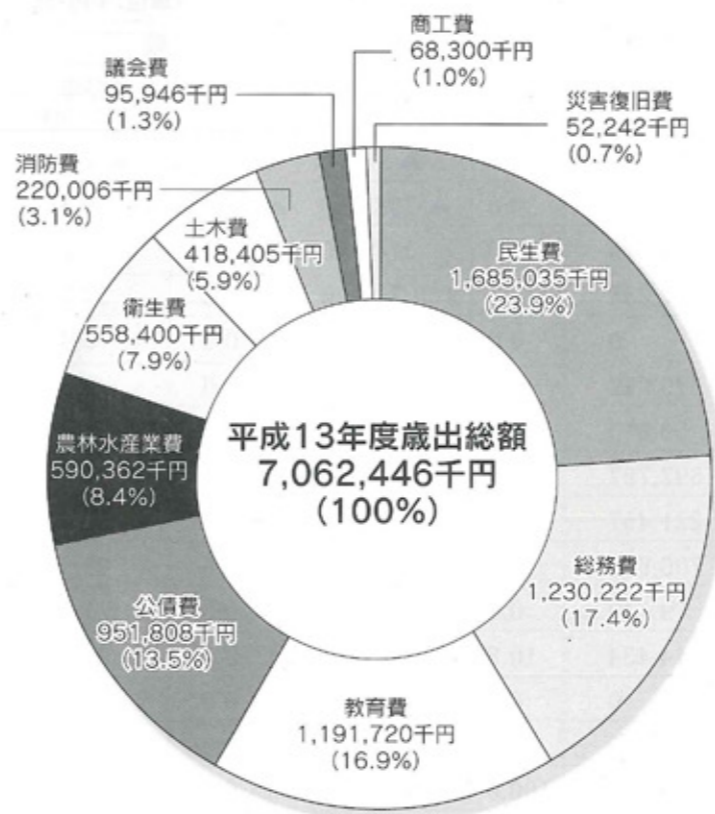
読書を楽しむ子供達 (門川町立図書館)

一般会計歳出性質別決算額の前年度対比

(単位:千円・%)

性質別	平成13年度		平成12年度		比較		
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減額 C(A-B)	構成比の増減	伸び率 C/B×100
義務的経費	2,920,789	41.4	2,656,325	38.6	264,464	2.8	10.0
人件費	1,532,180	21.7	1,510,580	22.0	21,600	▲ 0.3	1.4
扶助費	436,801	6.2	401,311	5.8	35,490	0.4	8.8
公債費	951,808	13.5	744,434	10.8	207,374	2.7	27.9
投資的経費	1,763,270	24.9	1,057,476	15.4	705,794	9.5	66.7
普通建設事業費	1,711,028	24.2	1,048,336	15.3	662,692	8.9	63.2
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
災害復旧事業費	52,242	0.7	9,140	0.1	43,102	0.6	471.6
その他一般行政費	2,378,387	33.7	3,163,194	46.0	▲ 784,807	▲ 12.3	▲ 24.8
物件費	942,060	13.3	916,189	13.3	25,871	0.0	2.8
維持補修費	62,025	0.9	70,791	1.0	▲ 8,766	▲ 0.1	12.4
補助費等	501,243	7.1	492,207	7.2	9,036	▲ 0.1	1.8
積立金	223,178	3.2	579,072	8.4	▲ 355,894	▲ 5.2	▲ 61.5
投資及び出資金・貸付金	138,020	2.0	138,471	2.0	▲ 451	0.0	▲ 0.3
繰出金	511,861	7.2	966,464	14.1	▲ 454,603	▲ 6.9	▲ 47.0
歳出合計	7,062,446	100.0	6,876,995	100.0	185,451	0.0	2.7

目的別歳出決算額の状況



ふれあいばし (福祉ゾーン遊歩道整備事業)

特別会計

会計には、一般会計のほかに、6つの特別会計と水道事業会計があります。これらの会計はいずれも会計自体の事業収入または、特定収入を財源として運営され、かつ、町の条例や公営企業法に基づいて設定されているものであり、これらの事業が一般会計で施行される各種の事業施策とあいまって、本町発展と町民福祉の向上を推進しています。



大型遊具移設(ふれあい多目的広場整備事業)

1. 国民健康保険事業特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	1,880,100	1,783,310	5.4
歳出総額	1,626,913	1,548,051	5.1
差引額	253,187	235,259	7.6
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	253,187	235,259	7.6
単年度収支額	17,928	140,841	▲87.3

2. 老人保健特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	1,868,745	1,744,878	7.1
歳出総額	1,762,560	1,705,637	3.3
差引額	106,185	39,241	170.6
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	106,185	39,241	170.6
単年度収支額	66,944	4,940	皆増

3. 草川土地区画整理事業特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	81,681	139,643	▲41.5
歳出総額	17,057	82,841	▲79.4
差引額	64,624	56,802	13.8
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	64,624	56,802	13.8
単年度収支額	7,822	▲78,214	110.0

4. 企業誘致特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	28	28	0.0
歳出総額	0	0	-
差引額	28	28	0.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	28	28	0.0
単年度収支額	0	0	-

5. 簡易水道事業特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	11,626	20,711	▲43.9
歳出総額	7,706	17,709	▲56.5
差引額	3,920	3,002	30.6
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	3,920	3,002	30.6
単年度収支額	918	637	44.1

6. 介護保険事業特別会計 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	伸率
歳入総額	928,190	797,404	16.4
歳出総額	912,540	736,940	23.8
差引額	15,650	60,464	▲74.1
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	-
実質収支額	15,650	60,464	▲74.1
単年度収支額	▲44,814	60,464	▲174.1

水道事業会計決算状況

1. 収益的収入及び支出 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	比率	伸率
水道事業収益	297,898	304,966	▲7.268	▲2.4
内訳				
営業収益	18,329	304,190	▲285,861	▲94.0
営業外収益	0	776	▲776	▲100.0
特別利益	0	0	0	-
水道事業費用	205,843	280,168	▲74,325	▲26.5
内訳				
営業費用	65,978	208,494	▲142,516	▲68.4
営業外費用	278	71,506	▲71,228	▲99.6
特別損失	0	168	▲168	▲100.0
当年度純利益	34,805	17,388	17,417	100.2

2. 資本的収入及び支出 (単位:千円、%)

区 分	平成13年度	平成12年度	比率	伸率
資本的収入	273,507	9,052	264,455	皆増
内訳				
企業債	269,000	0	269,000	皆増
工事負担金	4,507	9,052	▲4,545	▲50.2
固定資産売却代金	0	0	-	-
資本的支出	511,348	212,708	298,640	140.4
内訳				
建設改良費	451,005	157,412	293,593	186.5
企業債償還元金	60,343	55,296	5,047	9.1

公債費比率の推移

(単位:千円・%)

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
公債費比率	15.0	15.4	14.7	15.0
元利償還金	706,592	727,693	744,434	951,808
内訳				
元金	453,339	483,851	516,848	742,952
利子	253,253	243,842	227,586	208,856
地方債借入額	803,500	428,100	364,700	741,900
地方債借入金残高	6,248,473	6,192,722	6,040,574	6,039,522
町民一人当り借入金残高(円) 19,612(人)当該年3月31日現在の住民基本台帳人口による	318,605	315,762	308,004	307,950
一世帯当り借入金残高(円) 7,162(世帯)当該年3月31日現在の住民基本台帳世帯数による	872,448	864,664	843,420	843,273

基金の保有状況(一般会計係分)

(単位:千円)

区 分	年 度	平成12年度 保有額	平成13年度		
			とりくずし額	積立額	保有額
財政調整基金		310,873	80,000	100,336	331,209
公共施設等整備基金		1,041,364	350,000	91,275	782,639
ふるさと振興基金		3,179	0	7	3,186
減債基金		127,511	37,921	11,186	100,776
社会福祉基金		1,122	0	0	1,122
地域福祉振興基金		225,221	500	348	225,069
土地開発基金		86,848	0	13,396	100,244
水産業振興基金		20,820	20,714	20,315	20,421
ふるさと農村活性化基金		10,460	0	13	10,473
特定農山村振興基金		9,811	3,871	6	5,946
少子化対策基金		5,039	5,045	6	0
合 計		1,842,248	498,051	236,888	1,581,085

自転車盗を防止しよう!

門川町内における自転車盗難の被害届出受理件数は

- 8月 ~ 5件
- 9月 ~ 7件 です。

盗難被害防止対策

- ☆ 自転車防犯登録をしましょう。
 - ☆ カギは、わずかな時間でも必ずしましょう。
 - ☆ 面倒でも補助ロックをしましょう。(チェーンロック、U字ロックが有効)
 - ☆ 路上、駅、軒下等への放置はやめましょう。
 - ☆ 住所、氏名、電話番号などの連絡先を泥よけ等に記入しておきましょう。
- ～自転車は、私たちの重要な乗物です。その自転車を大切に管理しましょう。～

交 番



だ
よ
り

<問い合わせ>
門川交番
☎63-1442

交通死亡事故を抑止しよう!

◎ 高齢者の交通死亡事故が増加

～「午後5時点灯・こまめな切替」「反射材の着用」～

【歩行者】 ※夜間反射材および明るい服装の着用

※横断する際、道路中央で再度「左」を確認

【高齢者の死亡事故】

○ 高齢者の死亡事故が多い。

本年10月6日現在、県下の交通事故の死者数は65人で、そのうち高齢者の死者が30人(全死者の46%)と、半数近くを占めています。

◎「午後5時点灯・こまめな切替」

【交通事故の実態】

○ 秋から年末にかけて夕暮れ時前後の時間帯に重大事故多発

10月～12月の交通事故の発生は、他の期間と比較して発生率が高いです。

- ・重大事故は、1.6倍
- ・死亡事故は、2.2倍
- ・死亡事故の58%は「車対歩行者」
- ・歩行中死者の89%は「高齢者」

【高齢者事故の状態別】

○ 歩行者の死亡事故が多い。

高齢死者の30人中、歩行者等の死者が14人と最も多く、高齢者事故全体の約47%を占めています。

【『午後5時点灯・こまめな切替の実施』】

○ 趣旨

10月から12月までの3ヶ月実施される県民運動である「夕暮れ時の「早めの点灯」・「ピカピカ」運動」

- ・運転者対策 ～ 「午後5時点灯・早めの切替」
- ・歩行者自転車対策 ～ 「反射材用品の着用推進と目立つ服装の着用の徹底」

を強力に推進し夕暮れ時の交通事故を抑止しようとするものです。

【高齢歩行者の事故】

○ 横断中の事故が多い。

歩行者の事故のうち、11人(約77%)が横断中の事故であります。

【横断方向別】

○ 右から左に横断中が多い。

- 車の進行方向から見て
- ・右から左 8人(約73%)
- ・左から右 3人(約27%)

と、横断中、中央線を越えた後、左から走ってきた車にはねられる事故が多いです。

【運転者】 ※「午後5時点灯・こまめな切替」の励行

※ライト下向き時には、減速し右からの横断者に注意

8月中の交通事故	
物損事故	人身事故
29件	15件

決算審査の公表

地方自治法第233条第2項により審査に付された平成13年度門川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び同法241条第5項により審査に付された基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項により審査に付された平成13年度門川町水道事業会計の決算審査の概要について公表いたします。

I. 審査の概要

1. 審査の対象

- (1)平成13年度一般会計歳入歳出決算書
- (2)平成13年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (3)平成13年度老人保健特別会計歳入歳出決算書
- (4)平成13年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (5)平成13年度草川土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
- (6)平成13年度企業誘致特別会計歳入歳出決算書
- (7)平成13年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (8)平成13年度水道事業会計歳入歳出決算書
- (9)歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査、基金運用状況

2. 審査の実施期間

平成14年6月3日
平成14年7月15日～7月26日

3. 審査の要領

審査にあたっては、次の点を主眼として審査しました。

- (1)決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか
- (2)予算執行はその目的にそって適正かつ効率的に執行されているか
- (3)会計年度独立の原則は守られているか
- (4)法令及び条例に違反するような経理はないか
- (5)予算の流用は適正になされているか
- (6)予備費の充用は適正になされているか
- (7)財産の管理運営は健全かつ適正になされているか
- (8)水道事業会計は経済性の発揮と公共の福祉の増進が図られているか

II. 審査の結果

平成13年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び基金運用状況の決算審査の結果、各会計決算及び基金運用とも計数に誤りはなく、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については経済の回復の兆しがみえない

厳しい財政状況のなかで歳入における町税等の財源の確保と歳出における一般行政経費の節減など予算執行の効率化に努め実質収支、単年度収支共に黒字決算をもって翌年度に引継ぎ更に1億8,175万円の繰上償還を実施しており財政健全化の努力が認められました。



西門川地区農産加工所(21世紀を担うむらづくり事業)

一般会計においては、町立図書館、福祉ゾーン遊歩道の建設をはじめ農林水産業の振興・基盤整備、商工業の振興、都市計画事業の推進、道路の新設改良整備、都市下水路、河川の整備、福祉施設、教育施設の整備、社会福祉、学校教育、社会教育、健康づくり事業の推進など社会資本の充実と町民福祉の向上が図られております。更に本町の長期ビジョンを示す第4次門川町長期総合計画及び地域新エネルギービジョンが策定されております。

国民健康保険事業特別会計においては、老人保健拠出金が前年度より大幅に増えており高齢者の健康づくり支援事業が継続推進されることを望むものであります。

水道事業会計においては、今後の配水需要に対応した施設の拡充整備、災害に強い施設の整備を図るための第4次拡張計画が年次ごとに実施され、本年度は第2浄水場管理棟、浄水池の築造、関連施設の設備がほぼ計画通りに施工されております。落雷による水圧計の故障が原因のにごり事故が発生しましたが、災害時の早急かつ的確な対応が図られる防災体制を望むものであります。

地方財政を取り巻く環境は、国の地方交付税の見直しなど厳しさを増し更に長期の経済不況により歳入の増収は見込めず厳しい財政運営を強いられる状況であり、本町の主体的、効率的な財政運営によって町民福祉の向上に努力されることを望むものであります。

平成14年10月4日

門川町監査委員 小林 作 市
門川町監査委員 安田 新

重度心身障害者(児) 医療費助成制度について

この制度は、重度心身障害者(児)に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的としています。保険診療内において、医療費の一部負担金を支払った額から、入院・外来ともに1人1月、1,000円を控除した額(いずれも、高額療養費など附加給付があるときはその額も控除します)が助成されます。(保険適用外の負担金や、介護保険制度の利用料1割分は助成対象外です。)

助成対象者

- ・身体障害者手帳所持者で障害の等級が1級または2級である方。
- ・療育手帳所持者で障害の等級がAである方。
- ・身体障害者手帳所持者で障害の等級が3級かつ療育手帳も併せて持っている方で障害の等級がB1である方。(いずれも障害者本人、障害者の配偶者、障害者の扶養義務者の所得が制限額未満である方。)

助成対象者の方へ

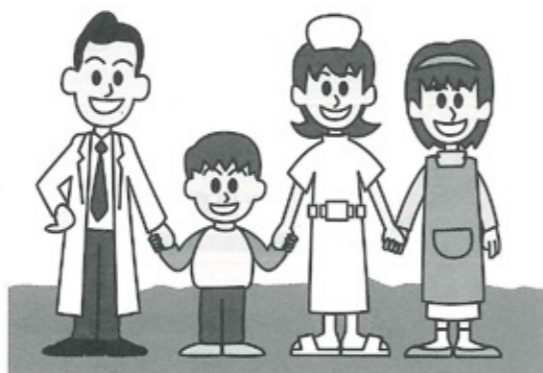
平成14年10月1日からの医療制度改正により、老人医療や高額療養費制度の一部が改正されました。それに伴い、重度心身障害者医療費助成金額の決定について、高額療養費の支給状況等を把握する必要があります。

そこで、平成14年10月以降の受診で高額療養費に該当する申請分は、社会保険事務所等、各関係機関に高額療養費の支給状況を照会し、支給額決定後の助成となります。

そのため、助成金のお支払いが1~3ヶ月遅くなる場合がありますので、その場合には文書で通知いたします。

高額療養費に該当しない分につきましては、今までと変わらず申請された月の翌月に支払われます。

以上のことをご理解いただき、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



お問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎63-1140(内線226)

五十鈴保育所

廃園について(おしらせ)

町立五十鈴保育所は、昭和38年五十鈴地区の法泉寺に隣接して開園し、その後、昭和47年4月より現在地に新築移転し、今日まで長期にわたり本町の児童福祉の中核的な公立保育施設として、地域の子育て支援など児童福祉に大きく貢献して参りました。

しかしながら、現在の五十鈴保育所は、築後30年を経過し、園舎の老朽化が進み、また、現在地は民家から遠く離れた五十鈴川の堤防沿いにあり、取り付け道路も狭く、児童の安全性などが懸念されておりました。

さらに、平成8年3月の行政改革大綱及び平成12年3月の新行政改革大綱において、2度にわたり保育所の民間委託の提言をいただいたことなどから、町といたしましても保育所の民営化につきまして、あらゆる角度から十分な協議・検討を重ねて、町議会及び保護者のみなさまのご理解をいただき、新行政改革大綱に沿う形で、町立五十鈴保育所は平成15年3月31日をもって廃園することといたしました。

なお、町立五十鈴保育所に変わって、平成15年4月1日から社会福祉法人五十鈴福祉会による「いすず保育園」が新たに開園いたします。

平成15年4月からは、町立保育所は中央保育所、門川保育所、平城保育所の3ヶ所、法人立保育園は南町保育園、草川保育園、いすず保育園の3ヶ所となります。

近年少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、保育の需要も多様化してきております。

保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入しながら、最小のコストで最良・最大の保育サービスを図って参ります。



支援費制度の利用料

支援費制度では、サービスを利用する本人や家族の収入によって、サービスを利用したときに支払うお金の額が決まります。

支援費制度を利用するための手続き



本人がすること

市町村や事業者が
すること



①情報を集める・相談する。



②使いたいサービスや施設を決める。



③市町村に支援費の申し込みをする。



④市町村が支援費を払うことを決める。

⑤事業者と契約する。



⑥サービスや施設を利用する。

⑦事業者が本人に利用料を請求する。

⑧事業者が市町村に支援費を請求する。

⑨事業者に利用料を払う。
(利用料はあなたや家族の
収入によって決まります)

⑩市町村が事業者に支援費を払う。

～障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～

平成15年4月スタート 支援費制度がはじまります

支援費制度の目指すもの

～自己決定・自己選択を尊重します～

今までは、施設やホームヘルプサービスを利用する場合、どの施設が良いか、どのホームヘルパーさんが良いかなどを、利用者と相談しながら最終的には役所が決めていました。

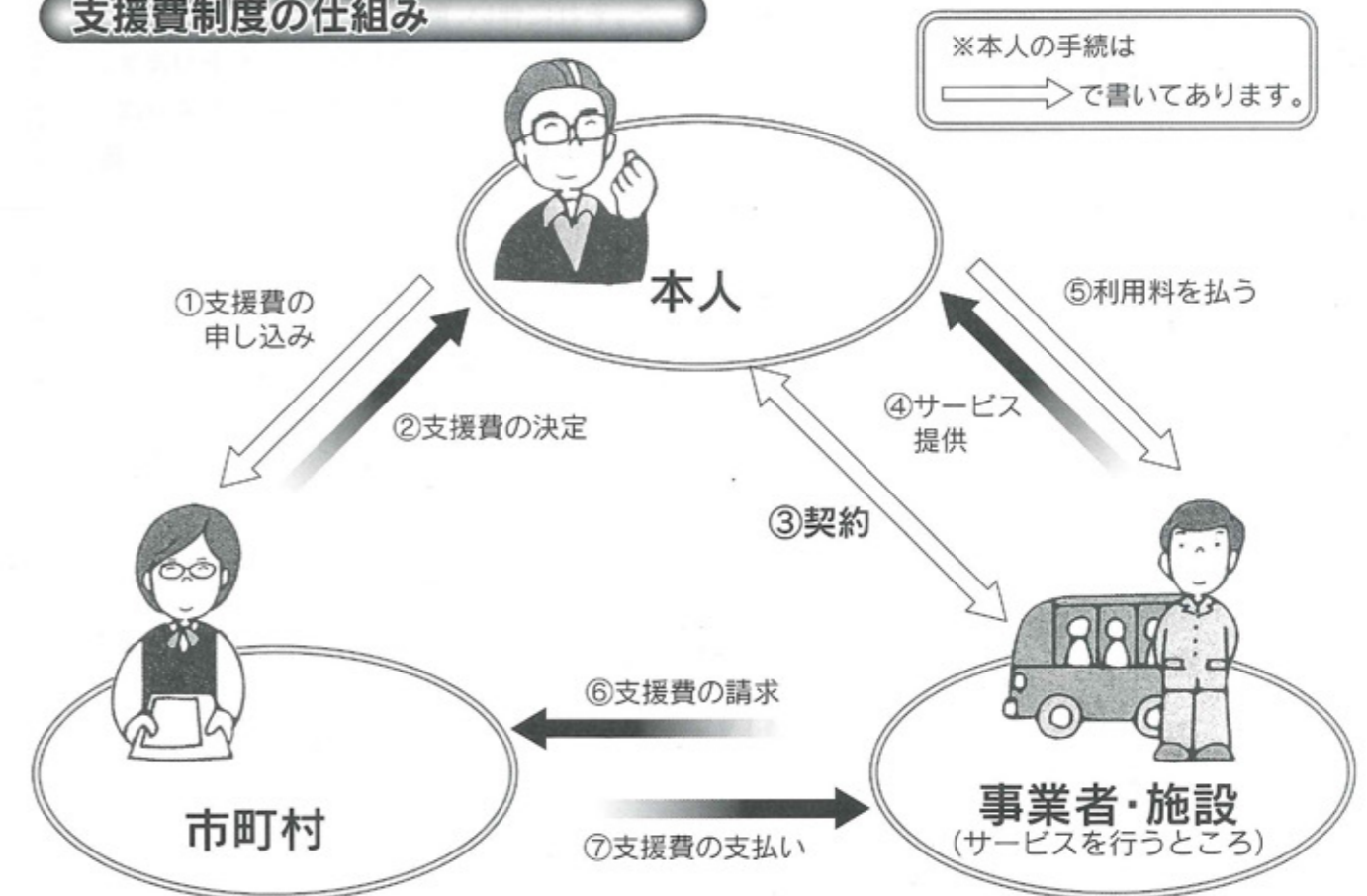
平成15年4月からは、利用する施設やサービスを自分で選択し決定するようになります。



支援費制度の利用者

身体障害者手帳や療育手帳を持っている人ですが、療育手帳を持っていない人や子どもさんでも、市町村の窓口でサービスが必要と認められた人は利用できます。(その際、手帳を持っていない人は、手帳を持つことを勧められることもあります。)

支援費制度の仕組み



知的障害のある人が利用できるサービス

●利用できる施設サービス

知的障害者更生施設
地域で生活するために必要な訓練や作業をするところです。

知的障害者授産施設
仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。

知的障害者通勤寮
自立した生活を旨として職員の手助けを借りながら共同で生活するところです。

国立コロニー
重い障害のある人が訓練や作業をするところです。



●利用できる居宅サービス

ホームヘルプサービス
ホームヘルパーが、家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。

デイサービス
デイサービスセンターに通って、作業をしたりお風呂に入ったりすることができます。

ショートステイ
家族が病気になったときなどに、施設を利用するものです。

グループホーム
世話人の助けを受けながら、アパートなどで共同生活するものです。

障害のある子どもが利用できるサービス

ホームヘルプサービス
ホームヘルパーが、家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。

デイサービス
デイサービスセンターに通って、作業をしたり色々な遊びを楽しむことができます。

ショートステイ
家族が病気になったときなどに、施設を利用するものです。



支援費制度の対象となるサービス

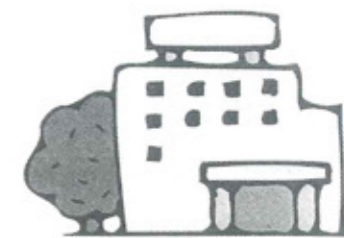
支援費制度の対象となるのは以下のサービスのみで、それ以外のサービスについては従来どおりに行われます。

身体障害のある人が利用できるサービス

●利用できる施設サービス

身体障害者更正施設
リハビリを受けたり、自宅で生活できるための訓練を受けるところです。

身体障害者授産施設
仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。



身体障害者療護施設
リハビリを受けながら生活するところです。



●利用できる居宅サービス

ホームヘルプサービス
ホームヘルパーが、家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。

デイサービス
デイサービスセンターに通って、作業したりお風呂に入ったりすることができます。

ショートステイ
家族が病気になったときなどに、施設を利用するものです。

※門川町では平成15年1月から申請の受付を予定しています。

お問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎63-1140(内線226)

地元の特産品を作ろう！

足もとには、食材がいっぱい！

五十鈴農産加工センターでは、町内で生産される農産物を使用した加工研究講座を計画しています。
 地元の安全な食材で手づくりの保存食を一緒に作ってみませんか。
 年齢性別は問いません。
 多数の応募をお待ちしています。

- 期 間 平成15年1月～平成15年3月
(毎月第2木曜日)
- 費 用 材料費程度
- 募集人員 20名程度
(応募多数の場合は新人の方を優先します。)
- 応募締切 11月29日(金)
- 申 込 先 農林課 ☎63-1140(内線287)



『コミュニティ助成事業』で 地域整備をしませんか。

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業の一環として、宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。

本年度、一般コミュニティ助成事業により、五十鈴太鼓愛好会が和太鼓5台を整備することができました。

本事業の助成対象は、市町村、地区住民のコミュニティ組織、自主防災組織で、コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業、植栽等の緑化事業、防災活動に必要な施設または設備の整備、多目的な総合的施設(コミュニティセンター)の建設整備事業等が対象事業となります。

地域のみなさんで活用を検討される場合、右記にお問い合わせください。



お問い合わせ
 企画商工水産課
 ☎63-1140(内線256)

高齢者インフルエンザ予防接種



- 自己負担** 1,000円(生活保護世帯の方は無料です)
- 実施期間** 平成14年11月1日～平成14年12月28日
- 対象者** 門川町に住民票があり、次のいずれかに該当する方です。
 - ①満65歳以上の方(法定接種の対象者)
 - ②満60歳～65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり身体障害者手帳の1級を有する方
 - ③県内の福祉施設入所者(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保健施設)で①または②に該当する方
 ※ 上記の対象者以外の方のインフルエンザ予防接種は全額自己負担となります。
- 持っていくもの** 保険証と健康手帳(インフルエンザの接種歴をつけていきます)

実施医療機関 予約の欄、○は要予約、×は予約なし

市町村	医療機関名	予約の要否	接種できる曜日	接種時間
門川町	白石病院	×	月火水木金	10:00～17:30(昼休みあり)
	田中病院	×	月火水木金	9:00～12:00 14:00～15:00
	長田整形外科	○	月火水・金	14:00～18:00
	日向病院	×	月火水木金	8:30～11:30
	ふれあいクリニック	○	・水・	16:00～17:00
	日向市	家村内科	○	月火水・金
医心内科		○	月火水・金 木・土	9:00～17:30(昼休みあり) 9:00～12:00
今給黎医院		○	・水・金	15:00～16:00
浦上内科外科医院		○	・火・金	13:30～15:00
大久保外科胃腸科医院		○	月火・木金	8:30～17:00(昼休みあり)
甲斐外科医院		○	・火・木・	9:00～11:00
協和病院		○	月火水木金	13:30～16:00
黒木医院		○	・水木金	15:00～16:30
くろぎ胃腸科・内科		×	月火水木金土	8:30～18:00 土は8:30～12:30
向洋クリニック		○	月火水木金土	予約の時に決める
古賀内科胃腸科		○	月火水木金	予約の時に決める
鮫島病院		○	月・水木・	14:00～16:30
太陽クリニック		×	月火水木金土	9:00～18:00 土は9:00～12:30
瀧井病院		×	月火水木金土	9:00～17:00(昼休みあり)
千代田病院		×	月火水木金	14:00～17:00
天生堂医院		○	・水・土	15:00～17:00
二木医院		○	・水・金	14:30～17:00
松岡医院		○	月火水木金	9:30～15:00(昼休みあり)
三股病院		○	月火水・金	9:00～16:00(昼休みあり)
吉田クリニック		○	月火水木金	15:00～16:00 できるだけ前日までに電話で予約を
吉森医院	○	月火水木金	9:00～17:00(昼休みあり)	
渡辺病院	○	月火水木金	9:00～16:00(昼休みあり)	
和田病院	※未定	※未定	※未定	

個別基本健康 診査実施中！

実施期間内に、健診を受ける方自身が下記医療機関の中から受けやすい医療機関を決め健診を受ける方式。

実施医療機関別日程表

病院名	健診曜日	受付時間
日向病院	第2、4木曜日	午後1:30～3:30
田中病院	月～金	午前8:30～12:00 午後2:00～4:00
白石病院	月～金	午後2:00～4:00
長田整形外科医院	月・火・水・金	午後2:00～4:00

・対 象 40歳以上
 ・健診料金 1,000円(70歳以上無料)
 ・実施期間 ①平成14年10月1日(火)～11月29日(金)

お問い合わせ 健康管理課健康づくり係 ☎63-1140(内線230・231)

秋の交通安全キャンペーンが行われました

9月21日から、30日までの10日間「秋の全国交通安全運動」が実施されました。門川町は県下で交通事故第1当事者の居住市町村人口1万人当たりワースト3位という憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ門川町交通安全・地域安全推進協議会を中心に、期間中、街頭キャンペーン、早朝街頭指導などが行われました。9月24日町内のスーパー駐車場で実施されたキャンペーンでは、門川農業高校生徒さん11名も参加しスローガンの「交通安全 マナーアップと おもいやり」を呼びかけました。



※交通事故
第1当事者とは...

交通事故の当事者のうち、過失の重い方、また同程度の過失の場合被害の軽い方を指します。



高齢者 交通安全教室を 開催しました

9月27日、日向市の自動車学校で高齢者交通安全教室が開催され、南町1区、上井野地区にお住まいの高齢者の方25名が参加されました。日向警察署交通課長さんから講義の後、交通安全指導車のコンピューターシミュレーションシステム運転操作や、横断歩道の渡り方を学習しました。また、動体視力検査なども体験されました。参加者からは「実際に外にでての実技だったのでわかりやすくてよかったです。」と感想を述べられていました。



「人にやさしい町づくり」アンケートは、ご投函いただけましたでしょうか？

門川町健康管理課では、無作為に抽出しました8000名の方にアンケートをご依頼しております。「忘れていた」という方はお手数ですが、早めにご投函ください。

お問い合わせ 健康管理課健康づくり係 ☎63-1140(内線231)

わたしたちの国民年金

年金制度を正しく理解しましょう。

一、我が国の年金制度は、厚生年金(各種共済年金を含みます)の加入期間と、国民年金の納付済期間、免除承認期間、カラ期間の合計が合算されて二十五年(三百月)はないと、どの制度からも年金を受けることが出来ません。特例として、共済組合、厚生年金の加入期間が、二十年以上あれば、その制度の独自の年金が受給出来ます。また年金制度では、六十歳になり受給資格のない人のために六十才より受給権を確保するまで、任意加入して保険料を納めることが出来るように定められています。

二、第三号被保険者について
第三号被保険者は、厚生年金や、共済組合に加入している配偶者に扶養されている方が第三号被保険者となります。第三号被保険者の保険料は、その配偶者の加入している各被用者年金制度から、第三号被保険者の人数分が拠出されます。したがって、第三号被保険者本人または、配偶者である第二号被保

険者が保険料を払う必要はありません。共済及び厚生年金の保険料は、その人の月額(月給)により一定の率で納付されますので、被保険者に、配偶者のいる人も配偶者のいない人も、月額が同額であれば、保険料は同額となります。

第三号被保険者の届出は、これまでは町役場の年金係で行われていましたが、平成十四年四月より、第二号被保険者である人が勤めている会社で届出を行うようになりました。例えば、退職して会社員である配偶者に扶養されるようになった場合は、健康保険の被扶養者の届出と一緒に年金手帳等の必要書類を添えて、配偶者の勤務する会社に提出して下さい。また、第二号被保険者が退職した場合や、離婚した場合など、第三号被保険者に該当しなくなった時には、第一号被保険者となりますので、本人が市町村役場の年金係に提出して下さい。

Q. 年金に対するQ&A
送られて来た現況届のハガキを紛失

してしまいました。どうすればいいのでしょうか。

A. 現況届は年金受給者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。貴方が紛失されたのであれば門川町役場の年金係に、現況届のハガキが備えつけてありますので、早目に来られて、必要事項を記入の上提出して下さい。現況届の提出がおくられても、年金は、差止められていた年金も支払われますので、心配はいりません。

11月6日、12日は年金週間です
『明日のあなたを考えると、年金はあなたが主人公です』

- 公的年金制度の意義・役割及び保険料の納付義務を考えましょう。
- 保険料納付は国民の義務であること
- 国民年金は国が責任をもって運営する、将来に向けて安定的な制度であり、かつ、有利な制度であること
- 老齢年金は生涯受け取れる、安心の保障であること
- 万が一のときは、障害年金や遺族年金が支給される終身保障であること
- 納められた保険料は全額社会保険料控除となること
- 支払われる年金額の3分の1は国が負担すること

国民年金保険料領収書の保管について



ねんきん博士

Q. なぜ領収書を大切に保管するか分かるかね？

A. 来年の確定申告をする時に必要なよね。

そうじゃ

Q. じゃ博士、口座振替をしている人はどうなるの？

A. 翌月の口座振替の通知書と一緒に送られてくるんじゃよ。

それじゃ、大切に保管しとかなきゃね。



お問い合わせ 福祉課国民年金係 ☎63-1140(内線228)

かどがわ 一〇一 町報11月

かどがわ 一〇一 町報11月

お知らせ連絡帳

お知らせ

「成人式典」を開催します
次の日程で、平成15年「成人式典」を開催します。

式典日 平成15年1月12日(日)

「成人の日」の前日です

対象者 昭和57年4月2日～58年4月1日生まれの方

町外在住の方で、成人式典に参加を希望される方は申込を受付します。

※受付期間は、平成14年11月11日～12月16日です。

なお、門川町に住民票のある方には、往復ハガキでご案内(出欠確認)します。

また、成人式典名簿には、印刷の都合上、受付期間内に出席の連絡をいただいた方が記載されますので、ご了承ください。

お問い合わせ
教育委員会・社会教育課

☎(63)1140(内線266)

〇〇存じですか「税を知る週間」

11月11日から17日までは「税を知る週間」です。

税金は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

「税を知る週間」は、国民生活に

深いかかりを持っていて、税について、その意義(必要性)及び役割(使途)、税務行政の現状などを、広く国民の皆様が正しく理解していただくために設けられているものです。

今年の「税を知る週間」は、「暮らしを支える税」をテーマとして、各種の広報・広聴活動を行うことにしています。

また、この期間、給与所得者や主婦、児童・生徒などを対象とした「租税教室」の開催など、税を身近なものとして考えていただけるような行事を企画しています。

「租税教室」の開催希望は、最寄りの税務署へお気軽にお尋ねください。

お問い合わせ
延岡税務署 ☎0982(32)3301

宮崎県最低賃金(地域別最低賃金)が改正されました

※特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

※今回から地域別最低賃金は時間額のみとなりました。

時間額 605円

効力発生日：平成14年10月1日

お問い合わせ 延岡労働基準監督署

☎0982(34)3331

10月1日から雇用保険の保険料率が変わりました

●現下の雇用失業情勢や雇用保険財政の状況にかんがみ、雇用のセーフティネットを維持するための緊急的な措置です。

●一般の事業の場合、労使の負担分を合わせ、保険料率は賃金総額の100分の15・5から100分の17・5となり、保険料の追加徴収(納期限、平成15年1月末日)が、行われることになりました。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

●詳しくは、宮崎労働局(労働保険徴収室) ☎0985(38)8822、職業安定課 ☎(38)8823、または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所におたずねください。

宮崎県林業技術センター公開事業「森とむらのフェスティバル」の開催について

日時：平成14年11月16日(土) 午前10時から午後3時まで

場所：西郷村大字田代

宮崎県林業技術センター内

内容：(学 ぶ)

試験研究展示、みどりの相談室、子

募集

ふれあい わかばき 秋のハイキング

1. ねらい

家族やグループ同士でわかばきの丘陵地を散策しながら、自然のもつすばらしさを発見するとともに、お互いの心のつながりを深めます。

2. 主催

宮崎県わかばき少年自然の家

3. 会場

宮崎県わかばき少年自然の家

所在地 延岡市行藤町7603

☎0982(38)0272

4. 期 日 平成14年11月9日(土)

5. 参加対象

誰でも参加できます。(先着100名)

6. 日 程

9:30	受付
10:00	出合いのつどい オリエンテーション
10:20	創作活動 (名札作り)
10:45	ハイキング (自然保養林)
12:00	昼食(自然保養林)
13:00	クイズ大会(婦路)
15:00	交流会(焼き芋)
15:30	別れのつどい

7. 経費(一人当たり) 700円
【内訳】 昼食(おにぎり、豚汁、



理容店、美容店、クリーニング店のお店選びは厚生労働大臣認可のSマーク登録店で！
Sマーク登録店は、
(事故が発生した場合の損害保険)
(施設や設備の内容)
(仕事やサービスの内容)
について正しく表示している信頼できるお店です。
詳しくは、宮崎県生活衛生営業指導センター
☎0982(25)1466
までお問い合わせください。

焼き芋).....600円

傷害保険料.....20円

活動費(創作活動).....80円

8. 準備する物

・野外活動着(長袖シャツ、長ズボン、運動くつ、ぼうし)、タオル、リュックサック、水筒

・健康保険証(コピーでも可)

9. 参加申込み方法

次の内容を電話及びFAX又は官製葉書に記入のうえ、お申込みください。

【連絡内容】

①事業名 「わかばき秋のハイキング」

②全員の氏名(ふりがな) ③性別 ④年齢(学校名、学年) ⑤住所(郵便番号) ⑥電話番号

⑦交通手段(行き帰りの交通機関)

【宛先・お問い合わせ】

〒8820077

延岡市行藤町7603

宮崎県わかばき少年自然の家

「わかばき秋のハイキング」係まで

☎0982(38)0272

☎0982(38)0282

【募集期間】 11月7日(木)まで

「コンピュータサービス技能評価試験2級資格取得準備講座」のご案内

1. 目的

パソコン操作技術の資格を取得し就業に結びつけるため、「コ

ンピュータサービス技能評価試験表計算・ワープロ2級」受験準備のための講座を開設するものです。

2. 使用ソフトおよびOS

Windows2000、ExcelおよびWord

3. 日程・時間

平成14年12月9日(月)から平成15年1月17日(金)まで(年末年始は休んで24日間・14時間)

午前9時から午後4時まで

4. 会場

延岡地域職業訓練センター

〒8890513

延岡市土々呂町4丁目43901

☎0982(37)7788

5. 募集人員

コンピュータサービス技能評価試験3級取得者または同等の力量の方

定員20名(10名未満では開催しません)

6. 受講料

2万9千円(テキスト代4千円を含む)

受講料は初日に全額納入とし、受領後は返金しません

7. 募集方法

(1) はがきにより申し込みを受け付けます。

(2) 申込・問い合わせ先は4の延岡地域職業訓練センターまで。

11月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1	2
				五十鈴小地域 清掃活動 (11:10~)	第28回東白杵郡 障害者スポーツ大会 (北方町総合運動 公園グラウンド 10:00~15:00) マタニティ教室② (門川町役場3階 13:30~15:00)	中央公民館施設解放 「ふれあい広場」 (中央公民館 9:30~12:00) いきいきまち フェスティバル門川 (総合文化会館周辺 3日まで9:00~16:00)
3	4	5	6	7	8	9
文化の日 文化祭少年 ソフトボール大会 (海浜公園 9:00~17:00) 文化祭少女 バレーボール大会 (勤労者体育センター、 五十鈴小学校体育館 9:00~17:00)	陸上記録会 (海浜公園 8:30~15:00) 文化祭合唱のつどい (文化会館 13:00~15:00)	乙島学園 「英会話」中央公民館 (9:30~11:30) パソコン 講習会⑤コース (町立図書館 19:30~21:30)	ツベルクリン (総合福祉センター 14:00~14:30)	秋の遠足 (修学旅行6年生は 8日まで)(門川小学校)	文化祭ゲート ボール大会 (海浜公園 8:30~17:00) BCG (総合福祉センター 14:00~14:30)	
10	11	12	13	14	15	16
文化祭合同茶会 (クリエイティブセンター 10:00~15:00) クリーンアップ宮崎 (海浜公園、中山川流域 8:30~10:30)			1歳6ヶ月児健診 (H13.4月5月生) (総合福祉センター 13:30~14:00受付)	中央高齢者教室 (中央公民館 9:30~11:30) 門中文化祭(秋桜祭) (門中体育館 15日まで8:30~)	胃がん検診 (門川町役場 7:30~9:30)	校内文化祭 (西門川中学校体育館 9:00~14:30) わくわく遊び 体験「実験遊び」 (中央公民館 10:00~12:00)
17	18	19	20	21	22	23
かどがわ日曜朝市 (7:00~9:00 門川町役場駐車場) 文化祭テニス大会 (海浜公園 9:00~17:00) 文化祭ラグビー大会 (海浜公園 10:00~16:00)	文化祭弓道大会 (幸節館 9:00~16:00) 文化祭バドミントン大会 (勤労者体育センター 9:00~17:00)	乙島学園 「パソコン」(町立図書 館 9:30~11:30) 文化祭四半の弓道大会 (総合福祉センター 9:00~16:00) 胃がん検診 (場所未定 7:30~9:30)	第10回東白杵郡身体 障害者ゲートボール大会 (北郷村細字納間運動 広場 10:00~15:00) さるびあ塾「史跡めぐり」 (町内、日向市 8:30~12:00) 2歳児歯科健診 (H12.4月5月生)(総合福祉 センター 13:15~13:45)	胃がん検診 (場所未定 7:30~9:30) 文化祭ソフトボール (海浜公園 9:00~17:00) 上井野高齢者教室 (西門川児童館 9:30~11:30) 胃がん検診 (場所未定 7:30~9:30)	胃がん検診 (門川町役場 7:30~9:30) 合同避難訓練 (西門川小・中学校 10:30~11:30)	勤労感謝の日 東白杵郡市 子牛セリ市 (延岡家畜市場 9:00~)
24	25	26	27	28	29	30
日曜参観日 (門川小学校 午前中) 文化祭少年・少女 バドミントン大会 (勤労者体育センター 9:00~17:00) 文化祭野球大会 (海浜公園、門中グラウンド 9:00~17:00)	乙島学園 「視察研修」(~26日まで) 文化祭ゴルフ大会 (海浜公園 9:00~17:00) 文化祭ソフトテニス大会 (海浜公園 9:00~17:00)		家庭教育学級 合同研修会 (クリエイティブセンター 19:30~21:30) 乳児健診 (H14.3月4月生) (総合福祉センター 13:30~14:00受付)	郷土史講座 (中央公民館 13:30~15:30)	定例農業 委員会総会 (役場3階会議室 9:00~)	中央公民館施設解放 「ふれあい広場」 (中央公民館 9:30~12:00) 文化祭少年サッカー大会 (海浜公園 9:00~16:00)

新シリーズ

「思いやりの心で豊かな人間関係を……」 『自分の権利について考えよう』

『自分の権利について考えよう』

今月の15日は、七五三の日です。一般的に、3歳と5歳の男の子、3歳と7歳の女の子のお祝いの日です。土地の神様に、ここまで無事に成長したことを感謝し、これからの健康を祈願する習わしです。昔の子どもは3歳になると髪を結ぶ髪置(かみおき)、5歳になると男の子は女の子とは形のちがう着物を着るようになる袴着(はかまぎ)、女の子は7歳で子供用の着物をやめる帯解(おびとき)、のお祝いをしたのだそうです。それが、七五三のお祝いの始めなのだそうです。(「門川町 家庭教育手帳「ふれあいノート」」より)

昔は、5歳で男女のちがいを服装で表し始めたことがわかります。そして、「男女7歳にして、席を同じゅうせず」という言葉が現代に伝わっているように、男と女を別々にするというより、男は女より優れていると差別していたように思えます。

現在でも、「男は仕事、女は家庭」という言葉や、「家事や育児・介護は女の仕事」と言う考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。「女のくせに」とか、「女だから」というような、女性を見下したような言葉や、「授業参観は母親が行くもんだ」とされたり、酒の席で「お酌しないか」と強要されたり、ひいては性的いやがらせ=セクシャル・ハラメント(セクハラ)を受けたりします。

男女を問わず、社会の・職場の一員として対等な関係をつくり上げていきたいものです。たとえ、夫婦であっても暴力を振るうことは家庭内暴力であり、人権侵害なのです。

このように何気ない言葉のなかや行為のなかに、偏見や差別意識が潜んでいることに気づくことが大切ですし、気づくことが相手の人権を尊重することにつながるのではないのでしょうか。また、相手の人権を尊重することは、自分の人権を守ることにつながると考えます。

- (3) ハガキには次を記入してください。
- ・「パソコン2級資格取得準備講座」に申し込みます
 - ・氏名
 - ・年齢
 - ・生年月日
 - ・郵便番号・住所
 - ・自宅電話番号
 - ・緊急連絡電話番号
 - (4) 定員を超えた場合は抽選で受講者を決定し、申込者には1週間前までに受講の可否を文書で通知します。
 - 8. 申し込み締め切り
平成14年11月22日(金)
- お問い合わせ

- 延岡地域職業訓練センター
〒889-0513
延岡市土々呂町4丁目443901
☎0982(37)7788
- #### アロマセラピー教室のご案内
- 当センターでは11月のカルチャークラスで、「アロマセラピー教室」を開催します。多数のご参加をお待ちしております。
- オリジナルエアフレッシュナーを作ってみませんか?
1. 目的
平成14年11月29日(金曜日)
午後1時30分~午後3時30分まで

2. 場所
延岡地域職業訓練センター
延岡市土々呂町4丁目43901
3. 受講料
1,500円(材料費込み)
4. 定員 30名
5. 申込方法 開催日1週間前までにお電話ください。
- 延岡地域職業訓練センター
☎0982(37)7788

1. 目的
平成14年11月20日(水曜日)
午前10時~12時まで
2. 場所
延岡地域職業訓練センター
延岡市土々呂町4丁目43901
3. 受講料
2,300円(材料費込み)
4. 定員 20名
5. 申込方法 延岡地域職業訓練センターにお電話ください。
- ☎0982(37)7788

かどがわ農林業フェスタ2002 ～秋の収穫祭～

10月12日（土）にかどがわ温泉心の
杜多目的広場で「かどがわ農林業フ
ェスタ」が開催されました。

当日は、曇り空からすこし日差し
がのそくような天候でしたが、農林
産物即売会・フリーマーケット・親
子米運び大会等のイベントが開催さ
れ約1500人の人手で賑わいました。

とくに親子米運び大会では、1等
の副賞新米ヒノヒカリ1俵（60kg）
を目指して、おかあさんパワーが炸裂し、お父さんたちを圧倒していました。

今後もいろいろな催し物を通して、農林業に対する理解と地産地消の推進を進めていき
たいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、ご協力ご賛同いただきましたみなさまに厚くお礼申し上げます。



●今月の納期

●集合税 6期

納期内に納入しましょう！

●町内人口

【10月1日現在人口】

男	女	計	世帯数
9,050 (9,031)	10,183 (10,179)	19,233 (19,210)	6,664 (6,655)

※（ ）内は前月



発行日／平成14年11月1日
発行編集／門川町役場 総務財政課
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL(0982)63-1140代 FAX(0982)63-1356
印刷／ヤマシタ印刷

「町報かどがわ」についてのご意見・ご要望は、総務財政課までハガキかFAXでお送りください。